

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

(変更)

		担当課	医療対策課	検索番号	14-1
法令名	柔道整復師法施行令	根拠条項	2-1		
許認可等	養成施設の指定				
<p>(根拠規定)</p> <p>柔道整復師法 (受験資格)</p> <p>第十二条 試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者(この項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>柔道整復師法施行令 (学校又は養成施設の指定)</p> <p>第二条 行政庁は、法第十二条第一項に規定する学校又は柔道整復師養成施設(以下「学校養成施設」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第三条 前条第一項の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事(公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第八条において同じ。)を経由して行わなければならない。</p> <p>(主務省令への委任)</p> <p>第十条 第二条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他学校養成施設の指定に関して必要な事項は、主務省令で定める。</p> <p>(行政庁等)</p> <p>第十一条 この政令における行政庁は、法第十二条第一項の規定による学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、同条の規定による柔道整復師養成施設の指定に関する事項については都道府県知事とする。</p> <p>2 (略)</p>					

## 柔道整復師学校養成施設指定規則

### (指定基準)

第二条 令第二条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者(法第十二条第一項に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者又は同法第一条に規定する学校以外の学校若しくは養成施設にあつては、法附則第十一項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。)であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、三年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
- 四 学校又は養成施設の長は、専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者であり、かつ、柔道整復師の教育又は養成に相当であると認められる者であること。
- 五 別表第一教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有すること。
- 六 教員は、別表第二の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる者であること。
- 七 教員のうち六人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数)以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第二号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員(以下「専任教員」という。)であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数)その翌年度にあつては五人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数)とすることができる。
- 八 一学級の生徒の定員は三十人以下であること。
- 九 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。
- 十 実習室を有すること。
- 十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、実習室の面積は生徒一人につき二・一平方メートル以上であること。
- 十二 実習室は、ロッカールーム又は更衣室を有すること。
- 十三 校舎の配置及び構造は、第九号から前号までに定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- 十四 教育上必要な器械器具、模型、図書及びその他の備品を有すること。
- 十五 臨床実習を行うのに適当な施設その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十六 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。
- 十七 専任の事務職員を有すること。
- 十八 管理及び維持経営の方法が確実であること。

### (指定の申請書に添える書類の記載事項)

第三条 令第三条の申請書(第三項において「申請書」という。)には、次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成施設にあつては、第十二号に掲げる事項を除く。)を記載した書類を

添えなければならない。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 設置年月日
- 五 学則
- 六 長の氏名及び履歴
- 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 九 教授用及び実習用の器械器具、模型、図書その他の備品の目録
- 十 実習施設の名称、場所及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに概要
- 十一 実習施設における最近一年間の柔道整復の施術を受けた者の延べ数
- 十二 収支予算及び向こう二年間の財政計画

2（略）

3 申請書又は書面には、実習施設における実習を承諾する旨の当該実習施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

別表第一（第二条関係）

教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	十四	
専門基礎分野	人体の構造と機能	十五	高齢者及び競技者の生理学的特徴・変化を含む。  職業倫理を含む。
	疾病と障害	十一	
	柔道整復術の適応	二	
	保健医療福祉と柔道整復の理念	八	
	社会保障制度	一	
専門分野	基礎柔道整復学	十	外傷保存療法の経過及び治癒の判定を含む。  物理療法機器等の取扱い及び柔道整復術適応の臨床的判定（医用画像の理解を含む。）を含む。
	臨床柔道整復学	十七	

	柔道整復実技	十七	高齢者及び競技者の外傷予防技術並びに臨床実習前施術試験等を含む。
	臨床実習	四	
合計		九十九	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和三十二年法律第二百十七号）第二条第一項の規定により認定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは養成施設、保健師助産師看護師法（昭和三十二年法律第二百三十三号）法第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、歯科衛生士法（昭和三十二年法律第二百四十四号）第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法（昭和三十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和三十九年法律第三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法（昭和三十九年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和三十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和三十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十五単位（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十七単位以上及び専門分野四十四単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二（第二条関係）

基礎分野	教授するのに適当と認められる者
------	-----------------

<p>専門基礎分野</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 医師</p> <p>二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者</p> <p>三 柔道整復師の免許を取得してから五年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者（柔道整復術の適応以外の教育内容を教授する場合に限る。）</p>
<p>専門分野</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 医師</p> <p>二 柔道整復師の免許を取得してから五年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p>

（審査基準）

愛媛県柔道整復師養成施設指導要領（平成 29 年 5 月 12 日 29 医第 326 号保健福祉部長通知）

愛媛県柔道整復師養成施設指導要領

1 設置計画書に関する事項

- (1) 養成施設を設置しようとする者は、様式 1 による養成施設設置計画書を、授業開始予定日の 1 年前までに知事に提出すること。
- (2) 養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について知事の承認を受けようとする者は、変更を行おうとする日の 1 年前までに様式 2 による定員変更計画書を知事に提出すること。

2 指定の申請等に関する事項

柔道整復師法施行令（平成 4 年政令第 3 0 2 号。）第 3 条の指定の申請又は第 4 条第 1 項の変更の承認の申請は、遅くとも授業を開始しようとする日（変更の承認にあつては、変更を行おうとする日）の 6 か月前までに知事に申請すること。

3 設置者に関する事項

設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。

4 学則に定めることが必要な事項

次に掲げる事項は、必ず学則に規定すること。

- (1) 養成施設の名称
- (2) 位置
- (3) 教育課程（昼間又は夜間の別及び柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和47年文部省・厚生省令第2号。以下「指定規則」という。）別表第一の教育内容ごとの単位数並びに時間数）、1学年の定員、修業年限及び学級数
- (4) 養成施設の休日及び年間必要授業日数
- (5) 教職員の職名及び定員並びに専任教員の定員
- (6) 入学資格、入学者の選考の方法、入学手続
- (7) 進級、卒業、退学及び除籍の基準
- (8) 生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴収しない旨の規定

## 5 教員に関する事項

- (1) 指定規則第2条第4号の「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者でないことを意味し、大学の非常勤

の講師等との兼務は差し支えないものであること。

また、「柔道整復師の教育又は養成に相当であると認められる者」とは、次の各号に該当する者であること。

- ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。
  - イ 禁こ以上の刑に処せられたことのない者であること。
  - ウ 柔道整復師の養成に熱意及び能力を有する者であること。
- (2) 指定規則別表第2基礎分野の項に規定する「教授するのに相当であると認められる者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。
    - ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）
    - イ 担当科目について、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者
  - (3) 指定規則別表第2専門基礎分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。
    - ア 歯科医師（臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。）
    - イ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）
    - ウ 柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令（平成元年文部省・厚生省令第5号。以下「改正規則」という。）による改正前の指定規則別表第3「解剖学生理学衛生学（消毒法を含む。）診療概論臨床各論」の項第3号に該当する者（改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。）
  - (4) 指定規則別表第2専門基礎分野の項第3号に掲げる者については、社会保障制度、人体の構造と機能（解剖学のうち運動器系の構造に関する事項及び運動学のうち運動器の機能に関する事項に限る）疾病と障害（リハビリテーション医学のうち高齢者運動機能の維持・回復に関する事項に限る）及び保険医療福祉と柔道整復の理念（医学史、関係法規及び柔道に限る）のみ教授できること。

(5) 指定規則別表第2 専門分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。

ア (3) のイに掲げる者

イ 改正規則による改正前の指定規則別表第3 に規定する柔道整復師教員（改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。）

(6) 教員は、1つの養成施設に限り専任教員となるものとする。

(7) 専任教員は、専ら前項の養成施設における養成に従事するものとする。

(8) 専任教員は、臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力の向上に努めるものとする。

(9) 専任教員のうち少なくとも2人は、柔道整復の教育に関し、5年以上の経験を有する者とする。

(10) 柔道整復師である教員を2人以上専任とすること。

(11) 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。

(12) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。

(13) 養成施設は、柔道整復を行う施術所（以下「施術所」という。）医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を1名以上配置すること。

## 6 生徒に関する事項

(1) 学則に定められた生徒の定員が遵守されていること。

(2) 入学資格の審査は、卒業証明書又は卒業見込証明書を提出させ確実に行われていること。

(3) 入学者の選考は、筆記試験、面接試験等により適正に行われていること。

(4) 入学の時期について厳正な措置がとられ、かつ、途中入学が行われていないこと。

(5) 転学は、指定施設の相当学年相互の間においてのみ行われていること。

(6) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。

(7) 卒業の判定に当たり、公益財団法人柔道整復研修試験財団が実施する認定実技審査制度などにより実技能力の審査が適正に行われており、また、その審査結果が記録・保存されていること。

(8) 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生上必要な措置が採られていること。

## 7 授業に関する事項

(1) 教育の内容は別添のとおりであること。

(2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

(3) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。

(4) 教育課程の編成に当たっては、99単位以上で、2,750時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、これに限らず各養成施設の特色を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい。

(5) 昼間の過程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。

(6) 夜間課程においては、夜間（午後6時以降）の授業の時間は1日に4時間以内であること。昼

間授業は実習などやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。

- (7) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないこと。
- (8) 教員が欠勤した場合には可能な限り振替授業を行う等、休講の時間が最小限にとどめられていること。
- (9) 養成施設入学後に認定規則別表第1の備考2に掲げる施設において、認定規則別表第1の基礎分野に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成施設における教育内容に相当するものと認められる場合には、7単位を超えない範囲で当該養成施設における履修に替えることができること。

## 8 実習に関する事項

- (1) 臨床実習施設として、附属の臨床実習施設又は施術所を確保すること。また、必要に応じ医療機関等の実習施設を確保すること。
- (2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり実習を行う施設をいうこと。
- (3) 医療機関等とは、整形外科や救急を行う病院や診療所、スキー場等の救護所などのスポーツ施設、機能訓練指導員を配置している介護施設等の施設をいうこと。
- (4) 臨床実習は、附属の臨床実習施設または施術所で実施することを基本とし、機能訓練指導員を配置する介護施設等においては1単位を超えない範囲に限ること。
- (5) 施術所は、次の要件を満たしていること。
  - ア 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。
  - イ 施術所は、5年以上の開業実績があること。
  - ウ 教員の資格を有する柔道整復師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講習会」を修了した柔道整復師である臨床実習指導者が配置されていること。
  - エ 過去1年間の施術日の平均受診者数が20名以上であること。
  - オ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
  - カ 施術所の開設者は、過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
  - キ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。

## 9 校舎及び備品に関する事項

- (1) 柔道場を有すること。
- (2) 図書室を有すること。
- (3) 実習室は、水道設備を有すること。
- (4) 実習室は、生徒数人を一組として実習を行い得るよう机及び椅子が配置されていること。
- (5) 校舎は、原則として設置者所有のものであること。ただし、賃貸借契約が確実かつ長期にわたるものは差し支えないこと。
- (6) 校舎は原則として他の目的に併用されていないこと。
- (7) 別表に掲げる器械器具、模型、図書並びにその他の備品を備えること。

## 10 財政に関する事項

- (1) 養成施設の運営が、財政上健全に行われていること。
- (2) 養成施設の経理が養成施設以外の経理と明確に区分されていること。
- (3) 入学金、授業料等は適当な額であり、学則で定めた以外の生徒納付金は一切徴収していないこと。



と。

(4) 入学者、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合は次の事項を記載した経理計画書を新設又は改定しようとする日の遅くとも3か月前までに知事に提出すること。

ア 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書

イ 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書

ウ 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額

#### 11 事務に関する事項

次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿については20年間、その他の表簿については5年間保存されていること。

(1) 学則、日課表及び学校日誌

(2) 職員の名簿、履歴書及び出勤簿

(3) 学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿

(4) 入学者の選考及び在校する者の成績考査に関する表簿

(5) 資産原簿、出納簿及び予算決算に関する表簿

(6) 器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録

(7) 往復文書処理簿

#### 12 その他

(1) 養成施設の生徒の定員については、学籍簿を審査する等の方法により養成施設の所定の定員が厳守されるよう指導されたいこと。

(2) 指定規則第5条第1項に基づく報告については、遅滞なくかつ確実に行われるよう指導されたいこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

(3) 無資格の教員による授業が行われることのないよう、免許証、履歴書等により、教員が担当科目を教授する資格があることを確認するとともに、年次報告等を通じて教員の変更があったことを把握した場合には、教員資格を確実に確認すること。

(4) 夜間課程においては、授業を行うことができる時間数が限られるため、養成施設の認定等を行うに当たり、1単位当たりの時間数からみて、必要な単位数が確実に履修できる年間授業計画となっていることを確認・指導すること。

#### 13 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画書(指定申請書提出後)においては指定申請中であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為(従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。)については、これに準じて行うこと。

別添

教育内容		単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
	人体の構造と機能  疾病と傷害  柔道整復術の適応  保健医療福祉と 柔道整復の理念  社会保障制度	15  11  2  8  1	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。  健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力、判断力を養う。  適切な柔道整復術を行うため、柔道整復が適応されるか否かの判断能力を養う。  国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。 柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。  人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。
専門分野	基礎柔道整復学	10	柔道整復の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。
	臨床柔道整復学	17	柔道整復術に必要な知識と技能を修得し、問題解決能力を養う。柔道整復に関する社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。
	柔道整復実技	17	種々の外傷に必要な予防(高齢者、競技者等)と治療の技術を修得する。また、柔道整復に関する社会的要請の多様化に対応できる臨床的観察能力、分析力を養う。
	臨床実習	4	柔道整復師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する知識を習得し、患者との適切な対応を学ぶ。 また、施術者としての責任と自覚を学ぶ。

別表

<p>器械器具</p>	<p>一 専門基礎科目用              イ 生理学実習用機器（血圧計、聴診器を含む。）              ロ 整形外科・リハビリテーション医学実習用機器（赤外線治療器、ギプス等、温熱療法機器、角度計、握力計、背筋力計を含む。）              ハ 救急外科学実習用機器              ニ 装具（十種類以上、スプリントを含む。）              二 専門科目用              イ 固定用具一式（副木を含む。）              ロ 物理療法実習用機器（各種電法、低周波治療法器を含む。）</p>
<p>模型</p>	<p>人体骨格模型（等身大）、人体解剖模型、循環器模型、神経系模型（中枢神経及び末梢神経を含むもの）、味覚器模型、聴覚器模型、嗅覚器模型、視覚器模型、触覚器模型（外皮）、関節種類模型（八種以上）、上・下肢解剖模型、脊髄横断模型及び実習モデル人型</p>
<p>図書</p>	<p>一 教育上必要な専門図書（電子書籍を含む） 千冊以上              二 学術雑誌（電子書籍を含む十種類以上）</p>
<p>その他の備品</p>	<p>ベッド及びその附属品（生徒三人につき一組以上）</p>

（備考）

器械器具並びに模型については、実習用に必要な数を有すること。

（その他）